

労働人事争議仲裁処理規則

中華人民共和国人力資源社会保障部は、労働人事争議仲裁処理規則（人力資源和社会保障部令第33号）を公布しました。

労働争議調停仲裁法の確立した制度の下、地方での経験や存在する矛盾と問題を総括し処理規則や組織規則が改正されます。

労働人事争議仲裁処理規則（第33号）は2017年7月1日から施行となり、改正前の労働人事争議仲裁処理規則（人力資源和社会保障部令第2号）は同時に廃止されます。

第2条（適用範囲）

本規則は以下に掲げる争議の仲裁に適用する。

企業、個人経済組織などの組織と労働者との間で労働関係の確認、労働契約の締結、履行、変更、解除及び終了、労働時間、休憩、休暇、社会保険、福利、訓練及び労働保護、労働報酬、工傷医療費、経済補償金或は賠償金などに発生する争議

第15条（証拠の提出）

拳証責任を負う当事者は、仲裁委員会の指定する期限内に関連する証拠を提出しなければならない。当事者が期限内に証拠が提供することが困難な場合は、仲裁委員会に対し期限の延長を申請でき、仲裁委員会は当事者の申請により期限を適宜延長することができる。当事者が期限を過ぎて提出した証拠について仲裁委員会はその理由の説明を求め、説明を拒否或は理由が不成立の場合は、仲裁委員会は状況によりその証拠を採用しないことができる。

第26条（時効期間）

仲裁申請の時効期間は1年。仲裁時効期間は当事者がその権利が侵害されたことを知り、又は知り得るべき日から起算する。

第29条（書面による仲裁申請）

申請人は書面をもって仲裁を申請し、かつ被申請人の人数分の副本を提出しなければならない。

仲裁申請書には以下の事項を記載しなければならない。

- ①労働者の氏名、性別、生年月日、身分証番号、住所、連絡先住所及び電話番号、使用者の名称、住所、連絡先住所及び電話番号、法定代表人或は主な責任者の氏名、職務
- ②仲裁請求とその根拠となる事実、理由
- ③証拠及びその出所、証人の氏名と住所

第40条（鑑定費用）

当事者が鑑定を申請するときは、鑑定費用は鑑定申請者が先に支払い案件処理終了後に鑑定結果が不利な方が負担する。鑑定結果が不明確な場合は、鑑定申請者が負担する。

第50条（終局的な仲裁判断）

仲裁廷が裁決をするとき、申請者が**仲裁法第47条第1項**により労働報酬、工傷医療費、経済補償金或は賠償金を請求するとき、仲裁裁決が複数の項目についてなされ各項目について裁決額が現地の最低月額賃金基準の12箇月分を下回らない場合は終局的な裁決とする。

前項の経済補償金には《中華人民共和国労働契約法》に規定する競業制限期間内に支払う経済補償、労働契約の解除或は終了の経済補償等、労働契約法に規定する書面未締結の労働契約による2倍の給与、違法約定の試用期間の賠償金、違法な労働契約の解除或は終了による賠償金等を含む。

第56条（簡易処理）

争議案件が以下のいずれかの状況のときは簡易処理ができる。

- ①事実が明白、権利義務関係が明確で争議が大きくない場合
 - ②目的物の金額が本省、自治区、直轄市の前年度の従業員年平均給与を超えない場合
 - ③当事者双方が簡易処理に同意する場合
- 仲裁委員会が簡易処理を決定した場合は一名の仲裁員を指名し単独仲裁できる。

【一般的な労働仲裁の流れ】

- ①申請者による仲裁の申請
- ②仲裁委員会から受理通知書の発行（被申請者に仲裁申請書副本を送達）
→不受理の場合は人民法院に提訴できる。
- ③被申請者は仲裁申請書副本を受領日から10日以内に答弁書を仲裁委員会に提出
- ④仲裁委員会は答弁書を受領日から5日以内に答弁書副本を申請者に送達
- ⑤仲裁廷は開廷5日前までに開廷日、場所を書面により当事者双方に通知
- ⑥仲裁廷による事件の裁決は仲裁申請書受理の日から45日以内（延長は15日以内）に終了する。
- ⑦当事者は裁決に不服がある場合は、仲裁裁決書を受領日から15日以内に人民法院に提訴できる。